

議案第 6 1 号

城陽市手数料条例の一部改正について

城陽市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、
議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市手数料条例の一部を改正する条例

城陽市手数料条例（平成12年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事項	金額	事項	金額
略		略	
<u>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通につき 450円	<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付</u>	1通につき 450円
<u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	証明事項1件につき 350円	<u>戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	証明事項1件につき 350円
		戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（当該発行及び当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の3に掲げる電子情報処理組織を使用する方法（以下「政令で定める電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行われる場合並びに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する	符号1件につき 400円

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の請求を行う場合を除く。）	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（当該発行及び当該発行に係る除籍電子証明書の請求が政令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行われる場合並びに除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付の請求を行う場合を除く。）	符号1件につき 700円
戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁

<p>交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p>	<p>明書の交付</p>	<p>組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書に上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p>
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>書類1件につき 350円</p>	<p>戸籍に関する届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この条例は、令和6年（2024年）3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市手数料条例（平成12年城陽市条例第7号）について、戸籍電子証明書提供用識別符号の項目を追加する等、所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市手数料条例の一部改正条例要綱

1 改正の背景

戸籍法の一部改正により、一般旅券（パスポート）発給申請手続等の戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる符号（戸籍電子証明書提供用識別符号）を市町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することにより、戸籍謄本等の添付を省略することができることとなったもの。

2 改正内容

- ① 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定める等、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行う。
- ② 戸籍に関する手数料に係る事項について、平易な文言とする整理を行う。

3 施行期日

令和6年（2024年）3月1日から施行する。